

「それ、違反になるんですか？」 ——2026年4月からは 自転車でも交通違反として扱われる 可能性があります。

こんな行為、思い当たりませんか？

	歩道通行（危険な場合） × 徐行している
	携帯電話使用等（保持） × 通話をしていない × 行先の確認
	一時不停止 × 誰もいない

2026年4月1日から、自転車の交通違反に「青切符（交通反則
通告制度）」が導入されます（16歳以上対象）。

※（上記違反は一例です）詳細は講演のなかで解説します。

西淀川区
医師会
3F

日時 **2/27(金)**
15:00～16:00

定員：60名（1事業所2名まで）
対象は、西淀川区内で働く
医療・介護・福祉職従事者

主 催：に～よん地域包括システム委員会

問合せ：西淀川区在宅医療・介護連携相談支援室 ☎080-1403-5298

※申し込みはQRコードにて2/3まで。事前質問募集中！

